



# 山形県公報

平成18年5月30日(火)  
第1745号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則.....(出納局)...817

### 告 示

指定介護予防サービス事業者の指定.....(村山総合支庁福祉課)...818  
 同.....(最上総合支庁福祉課)...819  
 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(児童家庭課)...同  
 山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の一部変更.....(経営安定対策課)...820  
 土地改良事業の工事の完了に係る届出.....(最上総合支庁農村計画課)...同  
 土地改良区の定款変更の認可.....(置賜総合支庁農村計画課)...同  
 土地改良区事業施行の適当の決定.....(庄内総合支庁農村計画課)...同  
 同.....(同)...821  
 道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)...同  
 県道の供用の開始.....(同)...同  
 同.....(同)...822  
 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....(都市計画課)...同  
 平成18年1月県告示第9号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の  
 一部改正.....(建築住宅課)...同

### 公安委員会関係

#### 規 則

放置違反金に関する規則.....同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)...834  
 一般競争入札の公告.....(情報企画課)...835  
 農地保有合理化学業の実施に関する規程の承認.....(最上総合支庁農業振興課)...836  
 県営住宅入居者の一般公募.....(村山総合支庁建築課)...同  
 同.....(最上総合支庁建築課)...839

### 正 誤

## 規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第82号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号を次のように改める。

(6) 警察本部警務部会計課長

第5条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第1項に規定する放置違反金(以下「放置違反金」という。)に係る歳入の調定、納入の通知及び歳出に係る支出命令並びに歳入歳出外現金の出納の通知については、警察本部交通部交通指導課長が専決する。

第6条第1項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「掲げる者」を「掲げる者及び警察本部交通部交通指導課次長」に改める。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、放置違反金に係る事務については、警察本部交通部長がその事務を代決する。

第8条第2項を次のように改める。

2 前項の規定によつて代決を得ることができないときは、次の各号に掲げる事務について、当該各号に定める者がその事務を代決する。

(1) 前項本文に規定する事務(監査委員及び労働委員会に係るものを除く。)第5条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる者

(2) 前項ただし書に規定する事務 第5条第2項に規定する者  
第144条第2号八中(ハ)を(ニ)とし、(ロ)の次に次のように加える。

(ハ) 放置違反金に係る仮納付金 道路交通法第51条の4第9項の規定により納付された現金

第145条第2項中「者」を「者及び同条第2項に規定する者」に改める。

第202条第1項中「者」を「者及び同条第2項に規定する者」に、「及び」を「並びに」に改める。

第203条の2中「者」を「者及び同条第2項に規定する者」に改める。

別表第1第2項組織の区分の欄中「警察本部警務部」を「警察本部の警務部」に、「広報相談課」を「広報相談課並びに交通部交通指導課」に改め、同項出納員として指定する職の欄中「課長補佐(総括担当)」を「課長補佐(総括担当) 警察本部交通部交通指導課にあつては事務吏員である上席の指導取締係長(放置駐車対策担当)」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「及び警察本部警務部広報相談課」を「並びに警察本部の警務部広報相談課及び交通部交通指導課」に改め、同号八中「第4項から第7項まで」を「以下この表」に改め、同欄に次の1号を加える。

(6) 警察本部交通部交通指導課に係る次に掲げる事項(警察本部交通部交通指導課に置く出納員に限る。)

イ 放置違反金に係る歳入還付の確認を行うこと。

ロ 歳入歳出外現金のうち放置違反金に係る仮納付金及び滞納処分による差押現金の出納及び保管並びに記録管理を行うこと。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

## 告 示

山形県告示第564号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
医療法人奥山クリニック 村山市駅西19番15号	デイサービス にしごう 村山市大字名取1020番地	介護予防通所介護	平成18. 3.28
有限会社ライフケア山形 天童市大字清池38番地 1	べにばな天童デイサービス 天童市糠塚二丁目9番6号	介護予防通所介護	同 3.30

医療法人社団緑愛会 東置賜郡川西町大字下奥田字 穴澤平3796番地20号	デイサービスセンター香紅の里 村山市楯岡俵町20番19号	介護予防通所介護	同
医療法人社団須田医院 上市市美咲町一丁目2番18号	須田医院ショートステイ 上市市美咲町一丁目3番25号	介護予防短期入所 生活介護	同
有限会社スタ 上市市矢来四丁目16番34号	有料老人ホーム スタ 上市市美咲町一丁目3番25号	介護予防特定施設 入居者生活介護	同
医療法人社団須田医院 上市市美咲町一丁目2番18号	須田医院デイサービスセンター 上市市美咲町一丁目3番25号	介護予防通所介護	同
村山一彦 山形市寿町16番21号	セントラルクリニックデイケアセター 山形市吉原三丁目10番17号	介護予防通所リハ ビリテーション	同 3.31

## 山形県告示第565号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護予防サービス事業者 の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	介護予防サービスの 種類	指定年月日
株式会社ダーリングコーポレ ーション 新庄市鳥越字駒場1488番地75	さふらん新庄店 新庄市鳥越字駒場1488番地75	特定介護予防福祉 用具販売	平成18. 3.31
株式会社医療サービス 新庄市大町2番26号	株式会社医療サービス ヘルスケアショップ シープ 新庄市大町2番26号	特定介護予防福祉 用具販売	同
株式会社マルシメ大石 最上郡最上町大字向町533番 地の1	アインクサービス大石 最上郡最上町大字向町533番地の1	特定介護予防福祉 用具販売	同
株式会社押切鐵工所 最上郡最上町大字向町553番 地の10	株式会社押切鐵工所福祉用具事業部 最上郡最上町大字向町553番地の10	特定介護予防福祉 用具販売	同
有限会社戸沢観光タクシー 最上郡戸沢村大字古口348番 地の8	アインクサービスはっぴー Assist 最上郡戸沢村大字古口348番地の8	特定介護予防福祉 用具販売	同

## 山形県告示第566号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「年0.85パーセント」を「年0.95パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成18年4月12日から適用する。
- 平成18年4月12日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第567号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第5条第4項の規定により農業経営基盤強化の促進に関する基本方針を変更したので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、農林水産部経営安定対策課において縦覧に供する。

平成18年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第568号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成18年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事完了年月日
泉田川土地改良区	塩野東2期	農地等高度利用促進事業 (暗渠排水)	平成17年3月31日

## 山形県告示第569号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成18年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 認可年月日  
平成18年5月19日

## 山形県告示第570号

月光川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成18年5月19日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 新規土地改良事業計画書の写し(服部地区)
  - (2) 月光川土地改良区定款の写し
- 2 縦覧に供する場所  
遊佐町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年6月12日から同年7月11日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第571号

今野川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成18年5月19日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年 5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し（猪俣新田地区）
- (2) 今野川土地改良区定款の写し

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成18年 6月12日から同年 7月11日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年 5月30日から同年 6月12日まで縦覧に供する。

平成18年 5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 道路の種類 県 道

## 2 路 線 名 天童山寺公園線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字下荻野戸字押堀334番 3 から 同 334番 2 まで	旧	15.5 メートル と 15.5	メートル 10
同 上	新	15.5 メートル と 12.8	同 上

## 山形県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年 5月30日から同年 6月12日まで縦覧に供する。

平成18年 5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 路 線 名 山形羽入線

## 2 供用開始の区間 山形市江俣五丁目16番から

同 檀野前42番まで

## 3 供用開始の期日 平成18年 5月31日

山形県告示第574号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年5月30日から同年6月12日まで縦覧に供する。

平成18年 5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形朝日線
- 2 供用開始の区間 山形市香澄町二丁目13番から  
同 城南町三丁目5番27まで
- 3 供用開始の期日 平成18年6月1日

山形県告示第575号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年 5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 組合の名称 寒河江市木の下土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 寒河江市西根一丁目2番8号
- 3 設立認可の年月日 平成16年1月27日
- 4 変更認可の年月日 平成18年5月23日

山形県告示第576号

平成18年1月県告示第9号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の一部を次のように改正し、平成18年6月1日から施行する。

平成18年 5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

「 県営川南アパート1号	51.2	0.95	24,400	風呂無し	を
		0.91	24,400		
「 県営川南アパート1号	51.2	0.95	24,400	風呂無し	に改める。
		0.91	24,400		
		0.98	69,700		

**公安委員会関係**

**規 則**

放置違反金に関する規則をここに公布する。

平成18年 5月30日

山形県公安委員会  
委員長 鑑 谷 誠 一

山形県公安委員会規則第6号

放置違反金に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の4に規定する放置違反金

に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(納付命令)

第2条 法第51条の4第5項に規定する放置違反金の額並びに納付の期限及び場所を記載した文書は、別記様式第1号の放置違反金納付命令書とする。

2 前項の放置違反金納付命令書により指定する放置違反金の納付の期限は、放置違反金納付命令書を発する日の翌日から起算して14日を経過する日とする。

(弁明通知)

第3条 法第51条の4第6項に規定する同項各号に掲げる事項を通知する書面は、別記様式第2号の弁明通知書とする。

2 前項の弁明通知書により指定する弁明書の提出期限は、弁明通知書を発する日の翌日から起算して14日を経過する日とする。

(弁明通知の公示送達)

第4条 法第51条の4第7項の規定による掲示は、別記様式第3号の弁明通知公示送達書により行うものとする。

2 前項の弁明通知公示送達により指定する弁明書の提出期限は、法第51条の4第7項後段の規定により通知が到達したものとみなされる日の翌日から起算して14日を経過する日とする。

(仮納付金の返還)

第5条 法第51条の4第12項に規定する納付命令をしないことを通知する書面は、別記様式第4号の仮納付金返還通知書とする。

(督促)

第6条 法第51条の4第13項の規定による督促は、放置違反金の納付の期限の翌日から起算して20日以内に、別記様式第5号の督促状により納付すべき期限を指定して行わなければならない。

2 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日を経過する日とする。

(延滞金)

第7条 放置違反金について前条第1項の督促をした場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該放置違反金の額に、納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

(1) 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により納付の期限までに納付できなかったとき。

(2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納付の期限までに納付することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年であっても、365日当たりの割合とする。

(滞納処分)

第8条 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金(以下「放置違反金等」という。)の滞納処分に関する事務は、山形県警察職員のうちから指定した者に行わせる。

2 前項の指定を受けた職員が滞納処分を行うときは、別記様式第6号の滞納処分職員証を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(納付命令取消)

第9条 法第51条の4第17項の規定による納付命令の取消しの通知は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 放置違反金等の還付を要する場合 別記様式第7号

(2) 放置違反金等の還付を要しない場合 別記様式第8号

(公示送達)

第10条 法第51条の4第18項の規定による公示送達は、山形県公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

## 別記

## 様式第1号（第2条関係）

山形公委 第 号  
年 月 日

## 放置違反金納付命令書

殿

山形県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。  
同封の納入通知書により下記の納付期限までに納付してください。

## 記

命令の件名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）
放置違反金の額	放置違反金 金 円
納付の期限	年 月 日まで
納付の場所	納入通知書記載の金融機関
納付命令の理由	<p>あなたが使用する下記の車両が、下記のとおり、放置車両と認められたこと。</p> <p>違反日時</p> <p>違反場所</p> <p>違反車両番号</p> <p>違反態様</p>

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に山形県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）。提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 様式第2号（第3条関係）

（表）

山形公委 第 号 年 月 日 弁 明 通 知 書 殿 山形県公安委員会 印	
<p>あなたに対する下記的事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。</p> <p>なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
この弁明通知書の番号	第 号
弁明の件名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）
予定される納付命令の内容	金 円の放置違反金の納付命令
根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項
納付命令の原因となる事実	あなたが使用する下記の車両が、下記のとおり、放置車両と認められたこと。 違反日時 違反場所 違反車両番号 違反態様
弁明書の提出先	山形県公安委員会（山形県警察本部交通部交通指導課） 〒990-8577 山形県山形市松波二丁目8番1号
弁明書の提出期限	年 月 日必着
備考	平成 年 月 日までに、上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。

## 注 弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡がとれる電話番号等）、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。
- 2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。

なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

（裏）

## 1 早期に手続を終結させたい方へ（仮納付制度）

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めるときには、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金銭が放置違反金の納付とみなされますので（道路交通法第51条の4第10項）本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないとした場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます（道路交通法第51条の4第12項）。

## 2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日）です。仮納付の期限経過後は、同封の納入書による納付はできません。
- (2) 納入書に記載されている「納入義務者」は「仮納付者」と読み替えるものとします。
- (3) 仮納付の場所は、納入書に記載の金融機関です。
- (4) 仮納付するときは、同封の納入書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。納入書の第1片は、領収証書としてあなたに渡されます。  
なお、分納はできません。
- (5) 公示による納付命令の場所  
山形県公安委員会の掲示板（山形県山形市松波二丁目8番1号所在）
- (6) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(5)の掲示板に表示することにより行います。

様式第3号（第4条関係）

山形公委 第 号

弁 明 通 知 公 示 送 達 書

下記のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ下記3の表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第7項の規定により、通知します。

なお、同条第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、山形県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

山形県公安委員会 印

記

- 1 弁明書の提出先  
〒990-8577 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県警察本部交通部交通指導課
- 2 弁明書の提出期限  
年 月 日まで
- 3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与を受ける者の氏名	弁 明 の 件 名
	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 様式第4号 (第5条関係)

山形公委 第 号  
年 月 日

## 仮納付金返還通知書

殿

山形県公安委員会 印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件(第号)」については、下記の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の4第12項の規定により通知します。また、あなたから仮納付のあった下記の金額を返還しますので、別紙の「仮納付金返還請求書」を、記載要領等に従って記入し、返信用封筒で早急に返送して下さい。

## 記

理 由	<p>本件の原因となった車両が放置車両に該当しない。 あなたが本件の原因となった車両の使用者に該当しない。 本件の原因となった違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした</li> <li>・ 公訴を提起された</li> <li>・ 家庭裁判所の審判に付された</li> </ul> <p>その他納付命令をすることが適当でない。</p>
金 額	円

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別紙

## 仮 納 付 金 返 還 請 求 書

山形県公安委員会 殿

年 月 日

〒 -  
住 所 \_\_\_\_\_

電話 ( ) - \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

金 額	¥	円
-----	---	---

上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込みの取扱いをされたく請求します。

## 記

- 1 振込先金融機関店舗名 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店
  - 2 振込口座名（カタカナ） \_\_\_\_\_
- （普通・当座）口座番号 \_\_\_\_\_

## 記載要領等

- 1 住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等昼間に連絡がとれる番号を記載してください。
- 2 振込先金融機関については、郵便局を指定することはできません。
- 3 振込口座は請求者ご本人の口座に限ります。普通預金又は当座預金を指定し、口座番号を記入してください。
- 4 振込手続を済ませ次第「振込通知書」をお送りします。
- 5 口座をお持ちでない方は、山形県警察本部交通部交通指導課に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 様式第5号(第6条関係)

山形公委 第 号  
年 月 日

殿

山形県公安委員会 印

## 督 促 状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限( 年 月 日)を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納入書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分  
の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後この督促状が届いた場合は、行き違いですので御了承願います。

## 記

年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金
	号	円	下記注3により計算した金額

指定納付期限	年 月 日まで
納付場所	納入書記載の金融機関

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に山形県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます(なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注2 先に送付しました納入通知書は使用せず、同封した納入書により上記納付場所の金融機関の窓口でお納め下さい。

なお、納付した場合には、納入書兼領収証書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

注3 延滞金の額は、放置違反金の額に、納付命令により指定した納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5%の割合を乗じて計算した金額となります。

$$\left[ \text{延滞金の額} = \text{放置違反金の額} \times 0.145 \times \frac{\text{納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数}}{365日} \right]$$

ただし、計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満である場合には、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

放置違反金を納付した日において延滞金が発生する場合は、別途通知します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第6号（第8条関係）

（表）

写 真	滞 納 処 分 職 員 証		第	号
	職 名 氏 名 生年月日	年 月 日	生	
年 月 日		交 付		
山 形 県 公 安 委 員 会 印				

（裏）

- 1 本証は道路交通法第51条の4第14項の放置違反金等に係る財産差押え及び質問、検査又は搜索をする場合には必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

## 様式第7号（第9条関係）

山形公委 第 号  
年 月 日

## 放置違反金納付命令取消兼還付通知書

殿

山形県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令（第 号）については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。  
また、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、別紙の「放置違反金還付請求書」を、記載要領等に従って記入し、返信用封筒で早急に返送して下さい。

## 記

理 由	この納付命令の原因となった違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について 道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした 公訴を提起された 家庭裁判所の審判に付された
金 額	円

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別紙

## 放 置 違 反 金 還 付 請 求 書

山形県公安委員会 殿

年 月 日

〒 -  
住 所 \_\_\_\_\_

電話 ( ) - \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

金 額	¥	円
-----	---	---

上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込みの取扱いをされたく請求します。

## 記

- 1 振込先金融機関店舗名 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店
  - 2 振込口座名（カタカナ） \_\_\_\_\_
- （普通・当座）口座番号 \_\_\_\_\_

## 記載要領等

- 1 住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等昼間に連絡がとれる番号を記載してください。
- 2 振込先金融機関については、郵便局を指定することはできません。
- 3 振込口座は請求者ご本人の口座に限ります。普通預金又は当座預金を指定し、口座番号を記入してください。
- 4 振込手続を済ませ次第「振込通知書」をお送りします。
- 5 口座をお持ちでない方は、山形県警察本部交通部交通指導課に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第 8 号 (第 9 条関係)

山形公委 第 号  
年 月 日

放置違反金納付命令取消通知書

殿

山形県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令 (第 号) については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

記

理 由	<p>この納付命令の原因となった違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について 道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした</p> <p>公訴を提起された</p> <p>家庭裁判所の審判に付された</p>
-----	---

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年 5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年 5月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された

## 目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人 ともの家

## (2) 代表者の氏名

村山 浩一

## (3) 主たる事務所の所在地

米沢市大町三丁目3番47号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は障害者に対して、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動に関する事業を行い、障害者の社会への適応力を高め将来の社会自立を図り、もって社会に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワークにおけるPC運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁15階 e-ミーティングルーム

(2) 日時 平成18年6月12日(月) 午前10時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワークにおけるPC運用管理業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 当該業務と同種同様の業務又は利用者数5,000人以上のネットワークパソコンの運用管理等の業務を受託した実績があること。

(3) 当該業務を遂行可能な体制が十分に整備されていることを証明できること。

(4) 共同企業体にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 共同企業体の全ての構成員が(1)の要件を満たしていること。

ロ 共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(3)の要件を満たしていること。

ハ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ニ 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

ホ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課電子県庁システム調整担当

電話番号023(630)2098

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)から(4)までに係る証明書及び山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書を、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書(以下「証明書等」という。)を平成18年6月6日(火)午後3時まで提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約に関しては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程を次のとおり承認した。

平成18年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

山形もがみ農業協同組合

最上郡大蔵村大字清水1414番地

## 2 農地保有合理化事業の実施地域

最上郡大蔵村、鮭川村及び戸沢村における農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域

## 3 農地保有合理化事業の種類

- (1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業(農用地等を借り受けて、当該農地等を貸し付ける事業に限る。)
- (2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業

## 4 承認年月日

平成18年3月7日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年5月30日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	原	格		公	区	家					賃	金	備
			住宅形式	坪			収入が12万5000円以下の者	収入が13万5000円以下者	収入が14万5000円以下者	収入が15万5000円以下者	収入が16万5000円以下者			
県営錦川第二アパート1号	山形市錦川町三丁目18-45	3K	44.4	1	一般用	11,800	14,300	16,900	19,600	20,000	20,000	20,000	3月分の家賃に相当する額	
同 桜町アパート1号	同 桜町四丁目12-16	3DK	53.4	1	同	13,900	22,900	27,100	31,300	35,100	41,500	41,500		
同 きたまちアパート1号	同 三丁目2-15	同	73.1	1	同	23,100	34,100	40,300	46,500	53,700	61,700	61,700		
同 3号	同 2-9	同	66.5	1	同	25,600	31,000	36,700	42,300	48,900	56,100	56,100		
同 あたごアパート	同 小台川町五丁目27-15	同	71.9	3	同	23,900	35,100	41,500	47,900	55,300	63,500	63,500		
同 金生アパート	上山市金生一丁目13-13	3K	44.4	1	同	10,800	12,700	14,900	14,900	14,900	14,900	14,900		
同 泉清水アパート1号	同 泉清水一丁目10-11	3DK	69.4	1	特別自治用 修繕費負担	22,300	27,100	32,000	36,900	42,700	49,000	49,000		
同 4号	同	同	67.7	1	同	21,800	26,400	31,200	36,000	41,600	47,800	47,800		
同 9号	同 10-19	同	70.1	1	一般用	22,800	27,700	32,700	37,800	43,700	50,100	50,100		
同 泉岡アパート2号	天童市中里1-2	同	62.9	1	同	27,400	33,300	39,400	45,400	52,500	60,200	60,200		
同 天童駅前アパート2号	同 田鶴町四丁目18-22	同	66.5	1	同	22,900	27,800	32,900	38,000	43,800	50,300	50,300		
同 近江アパート2号	東村山郡山辺町近江1-1	同	64.6	1	同	13,800	22,800	26,900	31,100	35,900	41,200	41,200		
同 南津河江アパート2号	津河江市大平南原西浦100-6	同	64.2	1	同	17,900	21,800	25,700	29,700	34,300	39,400	39,400		
同 庄枝アパート	西村山郡大庄町大平南原半藤田原264-2	同	59.3	1	同	13,300	16,200	19,100	22,100	25,500	29,300	29,300		

同 東横中央ア パート3号	東横市中央四丁 目3-2	同	62.6	1	同	19,600	23,800	28,100	32,400	37,500	43,000
同 徳岡中町ア パート	村山市徳岡中町 5-1	同	63.7	1	同	20,100	24,400	28,800	33,300	38,500	44,200

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成18年6月6日から同月13日まで(月曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM6:00)(ただし、郵送の場合は、平成18年6月13日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成18年8月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘



(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度

が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成18年6月1日から同月7日まで(受付時間AM10:00~PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成18年6月7日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター(最上事務所)

## 5 入居の時期 平成18年7月中旬

(摘要)

1 「1 県営住宅の名称等」の表中、「区分」の欄には、「一般用」、「災害用」又は「特定目的用」のうち該当するものを記載する。

なお、「単身用」、「一般用」、「災害用」又は「特定目的用」とは、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「一般用」 その県営住宅が、「災害用」、「特定目的用」以外の場合記載する
  - (2) 「災害用」 その県営住宅が、公営住宅法第23条第2号口に掲げる場合に該当する県営住宅で、当該災害発生の日から3年を経過していない県営住宅である場合記載する
  - (3) 「特定目的用」 その県営住宅が、特定目的用の県営住宅である場合に記載する。この場合下段に特定目的の種類を( )書きで併記(第12第1項第1号の場合は「身障者用」、同2号の場合は「高齢・身障者用」)する
- 2 公募する県営住宅が、単身者が入居可能な県営住宅である場合は「摘要」の欄に「単身可」と記入する。ただし、単身者向けでない場合には、「2 入居者の資格」中、「ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、(中略)(1)を除く。」の箇所を削除して使用する。
- 3 公募する県営住宅に、「災害用」の県営住宅がある場合には、「2 入居者の資格」の(2)中、「その者の収入が、次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める金額を越えないこと。」に、ロを「1の表の「区分」の欄に「災害用」と記載のある県営住宅に入居しようとする場合 268,000円」に改め、ロの次に次の1文を加える。
- ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合 200,000円

正 誤

発行年月日	県公報番 号	ページ	行	誤	正
平成18. 3.31	第1729号	547	5	その日が	その日又は火曜日が
同	同	同	8	その日後に	その日又は火曜日の後に
同	同	同	14	1月3日までの日	1月3日まで
同	同	同	26	山形県都市公園条例第5条第1項の行為の許可に係る利用料金	条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金
同	同	548	1	2 有料公園施設を	(2) 有料公園施設を
同	同	同	16	3 適用期間	2 適用期間
同	同	同	下から6	ただし4月29日から5月5日までは無休とする。	削除
同	同	551	28	3 適用期間	2 適用期間